平成２７年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区大鐘町３丁目41番地　１号棟、前住所仙台市太白区中田町字二軒橋25番地の１　ラ・トゥール503
債務者　高橋　郁恵
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部
平成２７年（フ）第３４０号
さいたま市見沼区春野１丁目６番４―202号、旧住所埼玉県狭山市広瀬２丁目34番２号　ブルックサイドスクエア103
債務者　小西　夏微
１　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４１１号
埼玉県川口市青木３丁目11番18号　ラフィーネ金杉202号
債務者　梅庭　貴紀
１　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第９１号
愛知県西尾市寄住町佃19番地　レジデンス佃201号室、前住所愛知県西尾市吉良町上横須賀池端61番地５
債務者　橋口ひろみ
１　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２７年（フ）第５３号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―407、前住所埼玉県吉川市美南１丁目６番地１ベルレージュ202
債務者　矢尾　智久
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第１１６号
大阪府泉大津市池浦町１丁目５番29号
債務者　竹尾　寛美
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第１４９号
大阪府岸和田市南上町２丁目21番12号
債務者　笹嶋　博美
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２０４号
大阪府岸和田市西之内町66番37―301号、前住所大阪府岸和田市下松町861番地の１ロングストーンハイツ206号
債務者　葛原　幸美
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２１４号
大阪府和泉市箕形町１丁目４番62―414号、前住所大阪府岸和田市岡山町315番地の２
債務者　森田　昌之
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２２６号
大阪府和泉市池上町１丁目４番１―203号、前住所大阪府和泉市伯太町５丁目24番23号いずみ荘
債務者　一本　昌宏
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２２８号
大阪府和泉市伯太町１丁目10番22―102号
債務者　宮堺　　浩
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第７５号
北海道河西郡芽室町本通南４丁目２番地５　コーポフジシロ202号室
債務者　岡　　孝幸
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第７６号
北海道河西郡芽室町本通南４丁目２番地５　コーポフジシロ202号室
債務者　岡　　睦子（旧姓喜来）
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第８３号
北海道帯広市西16条南６丁目12番24号
債務者　吉田勇一郎
１　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第８４号
北海道上川郡清水町南10条８丁目２番地　東団地121号
債務者　下山　誠一
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第８５号
北海道帯広市大空町９丁目３番地
債務者　山口　礼子
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２７年（フ）第４０号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙401番地２
債務者　福田　剛之
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２７年（フ）第１１０号
愛知県岩倉市東町東市場屋敷333番地　イーストタウン201号
債務者　堺　　宏之
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部